

一般社団法人沖縄やんばるDMO 会員募集要項

令和8年5月18日改正

令和8年1月20日制定

1. 趣旨

一般社団法人沖縄やんばるDMOの事業推進体制の確立並びに官民学連携による観光振興を図るため、会員の募集を行います。

本募集は、地方公共団体、企業、及び団体の関心に応じて人的支援、会費による金銭的支援、物的・技術支援のいずれか、又は複数の支援方法を選択し参画できる仕組みとし、北部地域の観光振興に共に取り組む共創パートナーを広く求めるものです。

※ 協賛・寄付金（個人を含む）によるご支援については、別途定める「協賛金・寄付金募集要項」をご参照ください。

2. 会員の資格及び募集区分

以下の3区分より選択するものとします（複数選択可）。

- (1) 人的支援（出向・派遣）：企業・団体等の所属職員を当法人へ出向または派遣し、業務に従事
- (2) 金銭的支援（会費）：年会費の納入により当法人の事業運営を資金面で支援
- (3) 物的・技術支援：製品・技術・サービスの提供により当法人の事業を支援

3. 募集内容の詳細

(1) 人的支援（出向・派遣）

項目	内容
出向形態	在籍出向もしくは派遣（出向もしくは派遣者は出向もしくは派遣元との雇用関係を維持）
必要人数	実務に従事する職員1名以上
出向期間	随時募集し、期間については個別協議
人件費の取扱い	出向もしくは派遣者の人件費の負担方法（当法人負担額・出向元負担額等）については、別途締結する出向に関する覚書（出向協定書）に定めます。
必要な手続き	入会承認後・着任前に当法人と出向元との間で出向協定書を締結します。出向者本人の同意取得も必要です。
労働保険・社会保険	出向者の労働保険・社会保険の取扱い（加入先・費用負担）は出向協定書に明記します。

【求める人物像】

- やんばるの観光振興に強い意欲がある人
- 新規事業の立ち上げや組織運営に挑戦する意欲がある人

- 企業の経験をやんばるの観光地域づくりに活かすことができる人

(2) 金銭的支援（会費）

年会費による支援です（1口10,000円）。基準は以下の通りです。

区分	会員種別	最低口数
やんばる域内	地方公共団体及び教育機関	0口（会費免除。ただし人的・情報提供等による協力を期待します）
	沖縄本島北部 12市町村の観光協会・商工会及びその会員（本社または支社が域内にあること）	0口（会費免除。ただし会員特典の範囲で参画いただけません）
	上記以外の法人及び団体	1口以上
やんばる域外	県内の法人及び団体	3口以上
	県外の法人及び団体	10口以上

※ 会費免除区分（地方公共団体、教育機関、観光協会・商工会及びその会員）に該当する会員が任意で会費を納入する場合は1口以上とし、納入を妨げません。

(3) 物的・技術支援

当法人の事業に資する製品・サービス・技術等を提供するものとします。

物的・技術支援を希望する場合は、入会申込後に当法人と別途「物的・技術支援に関する覚書」を締結するものとします。覚書には最低限、①提供物の内容・期間、②所有権・知的財産権の帰属、③提供終了時の返却・廃棄方法、④瑕疵が生じた場合の責任の所在を定めるものとします。

4. 応募資格

- (1) 沖縄やんばるDMOの設立趣旨に賛同し、協働して観光振興に取り組む意思があること。
- (2) 国内に本店、支店又は事業拠点を有すること（県外可）。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、いかなる関係も有しないこと。また、自ら又は第三者を利用した不当な要求や業務妨害行為等を行わないこと。
- (4) 出向もしくは派遣（2. 募集区分の(1)）に応募する場合は、出向もしくは派遣者の就業条件に関する協議に応じられること。
- (5) 本要項に基づく会員は、一般社団法人等に関する法律上の社員ではなく、社員総会における議決権を持たないことを承諾すること。

5. 会員特典

会員は、当法人の活動に参画することで、以下の情報提供等を受けることができます。これらは当法人の広報・普及活動の一環として提供するものであり、会費に対する個別の対価ではありません。

区分	内容
情報提供・学習機会	当法人が実施する観光データプラットフォーム等に関する勉強会・情報共有会への参加の機会（当法人の活動状況に応じて随時開催）
刊行物等	当法人が作成・発行する刊行物・報告書等の配布
事業報告会等	当法人が開催する事業報告会等への参加の機会
ウェブサイト掲載	当法人のウェブサイトにおける会員の紹介（同意をいただいた方のみ）

【参画によるメリット】

- (1) 域内外のビジネスネットワーク構築によるパートナー開拓、新規事業開発
- (2) DMO共創による企業認知度・企業価値の向上（持続可能な観光に取り組む企業としてのブランド価値向上）
- (3) 社員の人材育成・高度なプロジェクトマネジメントスキルの獲得（人的支援の場合）

6. 応募期間

(1) 人的支援：

随時受付。応募受付後、随時書類審査及び面接等を実施し、受け入れの可否や着任時期を決定します。

(2) 金銭的支援、技術・物的支援：

随時受付。ただし、6月に予定する事業報告会の発表対象は令和8年5月29日（金）17：15までの申請とします。

7. 選考・会員決定の流れ

(1) 人的支援：

応募フォーム入力等 → 書類審査 → 面接 → 選考 → 代表理事の承認（理事会への報告） → 決定通知書の送付 → 出向協定書の締結 → 支援開始

(2) 金銭的支援、技術・物的支援：

応募フォーム入力等 → 書類審査 代表理事の承認（理事会への報告） → 決定通知書・請求書の送付 → 支援開始

8. 登録事項の変更及び退会について

入会された方で、ご住所やご連絡先等に変更が生じた場合、または退会をご希望される場合は、当法人の会員規程に基づき、所定の「会員登録事項変更届」（様式第5号）または「退会届」（様式第6号）をご提出いただきます。

9. 提出書類及び提出先

(1) 提出方法：

応募フォーム（もしくは電子メール）にて入力及び提出（電子メールの場合は件名「【応募】沖縄やんばるDMO会員等申請について」としてください。）

(2) 提出書類：

Eメールにて、下記の書類を添付のうえ、送信ください。

- 1 (応募フォームではない場合) 様式第1号：会員入会申込書
- 2 (応募フォームの場合) 様式第1 - 1号：会員入会申込書 (誓約事項のみ)
- 3 様式第1号の別紙：出向者略歴書 (人的支援応募時のみ)
- 4 法人の場合は「全部事項証明書」または「登記簿謄本」 (発行後3か月以内のものに限る)
- 5 北部12市町村の観光協会及び商工会に加入されている方は、「入会承認書 (または通知書)」

(3) 提出先：

Eメールにて、下記の書類を添付のうえ、送信ください。

法人名	一般社団法人沖縄やんばるDMO
担当	総務経営担当： 金城、仲田 (北部広域市町村圏事務組合北部振興対策室在籍)
E-Mail	info@yambaru-dmo.org
TEL	0980-52-7048 (北部広域市町村圏事務組合北部振興対策室)

附則

- 1 この要項は、令和8年5月18日に改正し、令和8年5月1日から適用する。
- 2 改正前の会員募集要項は廃止する